

平成14年8月30日
長崎県公安委員会規程第10号
最終改正 平成22年6月24日

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の
細目基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用制限処分を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 下命・容認に係る使用制限 法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (2) 処分対象行為 令第26条の6の各号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。
- (3) 処分事情 次に掲げる事情をいう。
 - ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第4号若しくは第5号、法第117条の2の2第6号若しくは第7号、法第117条の4第3号、法第118条第1項第4号若しくは第5号又は法第119条第1項第11号若しくは法第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。
 - イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。
- (4) 使用者等 自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。
- (5) 処分前歴 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の2第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

(期間の計算)

第3条 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算

し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

- 2 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。この場合、1年間は365日とし、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

(聴聞)

第4条 公安委員会は、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、法第75条第4項から第8項までの規定に基づき聴聞を行う。

(下命・容認に係る使用制限の対象自動車)

第5条 下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用し、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車を対象として行う。

(処分が競合する場合等における取扱い)

第6条 同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

- 2 下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

(処分量定の基準)

第7条 令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、同条に規定する処分対象行為及び処分事情（処分前歴に係る事情を除く。）ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(処分対象行為等に付する基礎点数)

第8条 処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

- 2 処分事情に付する点数は、次のとおりとする。

(1) 自動車の使用者等の違反行為に付する点数 第2条第3号に規定する処分事情のアのうち、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。

(2) 交通事故に付する点数 第2条第3号に規定する処分事情のイのうち、使用者等の下命又は容認行為により自動車の運転者が違反行為をし、よって人の死傷又は建造物の損壊に係る交通事故を起こした場合の付加点数は、別表2に掲げるとおりとする。

(処分量定の方法)

第9条 処分量定の基準となる点数の計算方法は、前条の規定により処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

2 処分期間の量定は、前項の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

(政令で定める基準との関係)

第10条 前条の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6の各号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

(処分の軽減等)

第11条 第2条第3号アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

2 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(1) 自動車1台当たりの処分期間 令第26条の6の各号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(2) 1事業所における処分台数 当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

3 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。この場合においては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとともに、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮するものとする。

(1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(3) その他情状酌量すべき事情がある場合

(処分対象自動車等)

第12条 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

附 則

この規程は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月24日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒	酔 い 運 転	3 6 点
麻	薬 等 運 転	3 6 点
無	免 許 運 転	2 6 点
無	資 格 運 転	1 6 点
酒	気 帯 び 運 転	1 6 点
過	労 運 転 等	1 6 点
速	度 超 過	6 点
放	置 駐 車 違 反	6 点
積載物重量制限 超 過	1 0 割以上	6 点
	5 割以上 1 0 割未満	4 点
	5 割未満	2 点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2 点
積 載 方 法 制 限 超 過		2 点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 「酒酔い運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 「麻薬等運転」とは、法第66条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2に規定

する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2に規定する行為を除く。）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条、法第45条第1項若しくは第2項、法第47条第2項若しくは第3項、法第48条、法第49条の3第3項、法第49条の4又は法第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して、積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して、積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して、積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表 2 (第 8 条関係)

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	4 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	3 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 0 日以上 3 月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	2 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 0 日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	1 0 点
建 造 物 損 壊 事 故	

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が 2 人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成 14 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 14 号）第 1 条又は第 2 条に定める程度のもをいう。
- 5 「建造物損壊事故」とは、建造物の損壊の原因となった交通事故をいう。

別表3（第9条関係）

処分期間の量定基準

区分 点数	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回 以上
6～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日